

## 東京都

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.9E-2	3.4E+0	4.2E+2	424.5
64	エトフェンプロックス	2.3E+2	6.3E+1	2.0E+2	9.5E+1	590.2
117	テブコナゾール				3.5E+1	35.3
139	トラロメトリン			2.0E+1	1.2E+1	31.8
140	フェンプロパトリン			2.8E+1		27.7
153	テトラメトリン	2.0E+3	4.5E+1	2.5E+3		4,627.3
181	ジクロロベンゼン	4.1E+3	9.6E+2			5,039.7
225	トリクロロホン		3.3E+1			32.7
248	ダイアジノン		3.0E+0			3.0
251	フェニトロチオン		7.7E+2	3.4E+1		799.8
252	フェンチオン	4.6E+1	2.9E+2	4.6E+1		383.4
256	デカン酸				5.9E-1	0.6
350	ペルメトリン	3.8E+2	2.0E+2	4.0E+2	3.3E+2	1,306.1
405	ほう素化合物		3.6E+0	3.4E+2	1.7E+1	363.2
427	カルバリル			1.8E+3		1,823.5
428	フェノプカルブ			1.1E+3	1.0E+3	2,151.3
457	ジクロロボス	8.0E+2	3.3E+3			4,111.5
合 計		7.6E+3	5.7E+3	6.6E+3	1.9E+3	21751.7

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等